

(第2回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年2月19日
契約業者名	中央復建コンサルタンツ株式会社 九州支社
契約業者の住所	福岡市博多区祇園町4番61号
業務の名称	令和7年度北九州港湾・空港整備事務所管内港湾施設実施設計外1件
業務場所	北九州市門司区新門司1丁目
業種区分	建設コンサルタント等
業務概要(変更した内容について記述する)	下記「変更理由」のとおり
履行期間(自)	令和7年4月1日
履行期間(至)	令和8年3月25日
変更前の契約金額	27,955,461 円(税込み)
変更金額	21,989,000 円(税込み)
変更後の契約金額	49,944,461 円(税込み)
変更理由	<p>1. 西海岸地区岸壁(-11m)について、工事实施に伴う課題が生じたため、課題の対応策について検討を追加する必要が生じた。</p> <p>2. 西海岸地区岸壁(-11m)の平成30年度潮位改定に伴う実施設計の修正において、安定性照査を追加する必要が生じた。</p> <p>3. 新門司地区航路(-10m)等の概略検討において、航行船舶の動態等を確認する必要があり、AISデータを基にした当該海域の通過データ及び航跡図を入手し、船舶航行状況を整理する必要が生じた。</p> <p>4. 新門司地区航路(-10m)等の概略検討において、複数工事の整備スケジュールを計画するにあたっては、施設別の概算浚渫土量結果が必要となるため、概算浚渫土量の算出を追加した。 併せて、新門司南地区泊地(-9m)においても泊地(-10m)に接する水域となることから、増深にかかる概略浚渫土量の算出を追加した。</p> <p>5. 新門司地区新門司フェリー5号岸壁の増深検討を行うにあたり、既往設計の照査結果を踏まえ、最も厳しい条件となる各区間の工区を選定した結果、検討ケース数を追加する必要が生じた。 また、既設岸壁擦付部(矢板式)においては、専用岸壁の鋼矢板健全度調査の結果を考慮した増深後の現況断面の照査及び過年度業務の定性比較にて改良断面を前提にした安定性照査を追加する必要が生じた。</p> <p>6. 響灘東地区岸壁(-10m)の前面の捨石置換範囲において、石材の埋戻しを行う関係にあたり、原地盤から設計水深12.6m及び暫定計画水深10mまでの石材埋戻し数量算定を追加する必要が生じた。</p> <p>7. 過年度の調査結果を踏まえ、施設の経年的な変化を確認するため、新門司北地区岸壁(-10m)(B)及び新門司フェリー5号岸壁の基準点測量、水準測量及び目視調査を追加する必要が生じた。</p>